

第13回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成27年7月22日 午前10時
- 2 場所 滝沢市役所4階中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第 7 議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第 8 議案第5号 平成27年度岩手県農業委員大会における提案事項(案)の決定について
 - 日程第 9 報告第1号 第2回農政小委員会の報告について
 - 日程第 10 報告第2号 第3回農政小委員会の報告について
 - 日程第 11 報告第3号 第3回農地小委員会の報告について
 - 日程第 12 報告第4号 農地法第3条の3第1項に基づく届出の確認事務報告について
 - 日程第 13 報告第5号 農地転用届出の確認事務報告について
 - 日程第 14 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 4 出席委員
 - 1番委員 大森 泰英
 - 2番委員 金崎 修一
 - 3番委員 鈴木 文雄
 - 4番委員 工藤 肇
 - 5番委員 井坂 義信
 - 6番委員 菊地 和夫
 - 8番委員 新田 義修
 - 9番委員 鈴木 学
 - 10番委員 西村 秋良
 - 11番委員 小山田 栄一
 - 12番委員 小森 アツ子
 - 13番委員 中村 奈々子
 - 14番委員 齊藤 新一
 - 15番委員 三上 榮
 - 16番委員 齊藤 實
- 5 欠席委員
 - 7番委員 齊藤 文一郎

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 局長 長嶺正治

〃 総括主査 武田裕雅

〃 主査 海老澤愛

開会時刻 平成27年7月22日 午前10時

議長 只今の出席委員は15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

これより、第13回滝沢市農業委員会総会を開催いたします。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。議事録署名人につきましては、11番小山田栄一委員及び12番小森アツ子委員を指名します。

書記には、事務局の武田総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮り致します。本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

長嶺事務局長 (第12回総会開催後の業務を報告する)

議長 日程第4議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法第4条の規定による許可に対する意見の決定について説明いたします。

(以降議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

整理番号1、本件農地は都市計画区域外であり、農業振興地域内ですが、農用地区域外の農地です。

現地の付近の状況は、10ヘクタール以上の一団の農地であり、該当する農地は、宅地と道路に囲まれた場所にありました。農地

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。
よって、議案第1号は許可相当とすることに決定いたしました。
日程第5議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法第5条の規定による許可に対する意見の決定について説明いたします。

(以降議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

整理番号1、本件農地は都市計画区域内で、農業振興地域内ですが、農用地区域外の農地です。

現地の状況は、JR大釜駅から南西約300m以内の位置にあり、農地区分は3種農地と判断します。3種農地は原則許可し得るため、農地区分と転用目的については問題ないものと考えます。

議長

本案件の現地調査につきましては、第11回総会、議案第2号滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定について、において報告済ですので省略しております。

議長

これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長

質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する可否の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。
よって、議案第2号は許可相当することに決定いたしました。
日程第6議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主査 今回の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、所有権移転の案件が3件、利用権貸借の案件が3件です。

それでは、整理番号1番から説明させていただきます。資料1
1ページをご覧ください。

(以降議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

整理番号1番については、農地所有者が病気になり農地の耕作が難しくなったため、農地中間管理機構の特例事業を活用して所有権移転を行うものです。

整理番号2番及び3番は、先月の総会で農地中間管理機構に所有権移転を行った農地であります。今月は認定農業者の方へ所有権移転を行うものです。

整理番号4番については、同一世帯内での貸借で、借受申出者が青年就農給付金を活用して、親の経営から独立した部門経営を行うということです。スイカを始め野菜の作付けを計画しているということです。

整理番号6番については、借受申出者及び貸付申出者ともにあっせんの申出が出されており、第11回総会議案第4号であっせんすることが決まった案件です。6月29日に開催されましたあっせん会議において、両者の合意が得られたため今回の申出となりました。借受申出者は、当初あっせん申出した者の父親にあたりますが、まずは農業経験のある父親が借り受けし、後継者に指導していくということです。スイカや野菜の作付けを計画しているということです。

以上、整理番号2番から6番については、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えています。

整理番号1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項ただし書きに、農地中間管理機構が特例事業によって利用権の設定等を受ける場合にあっては、この限りではないとされておりますことから、本案件に関しては調査書の添付をしておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査は、15番三上榮委員にお願いします。

15番三上委員 それでは、私のほうから整理番号1番及び4番から6番について、7月14日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

どちらも現地を確認するかぎり、広く農地として活用されておりました。

整理番号1番は、農地中間管理事業の特例事業を活用して所有権移転を計画しているものです。

整理番号4番から6番について、全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回、設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

本件の利用権設定により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

議長 これより質疑に入ります。

10番西村委員 議案書になりますが、整理番号3の案件が2ページにまたがり記載されており、その両方に売買金額が記載されています。議案書には総額表示で表示されると思いますので、どちらかを消したら見やすくなると思いますがいかがでしょうか。

海老澤主査 申し出の通りと思いますので、次回から訂正させていただきます。

議長 そのほかありませんか

(なしの声あり)

議長 質疑を終了してこれより採決に入ります。
議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号について原案のとおり決定しました。
日程第7議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主査 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを説明します。資料は19ページ、申請地見取図は10ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

本件の農地については、平成27年3月開催の第9回総会において利用配分計画(案)への同意について回答しておりましたが、当地番については、1筆を複数人で借り受けることになるため、

農地台帳上の便宜分筆をする必要があり、便宜分筆処理をした上での再配分計画となります。

以上、整理番号1番について、経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査については、第6回農業委員会総会、議案第3号において報告済みですので、省略しております。

これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了してこれより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号について原案のとおり決定しました。

日程第8議案第5号、平成27年度岩手県農業委員大会における提案事項(案)の決定についてを議題とします。なお、関連がありますので、報告第2号、第3回農政小委員会の報告について、小山田農政小委員長より報告していただきます。

11番小山田委員 (議案書朗読説明)

議長 事務局より説明させます。

長嶺事務局長 平成27年度岩手県農業委員大会における提案事項(案)の決定についてを説明します。資料は22ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了してこれより採決に入ります。

議案第5号、平成27年度岩手県農業委員大会における提案事項(案)の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり決定しました。
日程第9報告第1号、第2回農政小委員会の報告について、小山田農政小委員長より報告していただきます。

1 1 番小山田委員 それでは、私のほうから第2回農政小委員会の結果をご報告します。

6月25日に農政小委員会委員7名により、平成27年度要望書の取り扱いについて、協議いたしました。

これは、総会開催日を活用した委員研修会を受けて、その日のうちに提案事項等を協議したいという委員各位の要望を受けて開催しているものであります。

農政小委員会で出た意見の多くは、地域農業マスタープラン関係と認定農業者に関する意見、要望が多数を占めておりましたので、農政小委員会としては、地域農業マスタープランの見直しに併せ、農業者の意見集約に努めるよう要望して参りたいと考えております。農政小委員会の中で出た意見の要旨と取りまとめ内容については、記載している通りですので後で読んでいただきたいと思います。

以上で、第2回農政小委員会の委員長報告とします。

議長 日程第10報告第2号、第3回農政小委員会の報告については、議案第5号で報告しましたので省略します。

議長 日程第11報告第3号、第3回農地小委員会の報告について、小森農地小委員長より報告していただきます。

1 2 番小森委員 それでは、私のほうから第3回農地小委員会の結果をご報告します。

6月25日に農地小委員会委員8名により、新規就農相談窓口の有り方について、協議いたしました。

福田経済産業部長から、新規就農希望者が気軽に相談できる仕組みづくりについて、農業委員会としての意見を求められたことを受け、検討いたしました。

農地小委員会としては、窓口を一本化するなど、推進チームの構築をする必要があるという意見や、新規就農者は研修先を求めているので、受入できる農家をリスト化したり、農家の見学会を開催したらいいのではないかとの意見も出ました。また、農業委員や先進的に取り組む農家に総合相談役となってもら

うことや、新規就農の対応手順を明示し、総合的なパンフレットを作成し、制度をわかりやすく説明できる仕組みが必要などの意見が出されました。

以上で、第3回農地小委員会の委員長報告とします。

議長 日程第12報告第4号、農地法第3条の3第1項に基づく届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地法第3条の3第1項の規定による届け出の確認事務報告について報告します。

案件は3件です。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 日程第13報告第5号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用届出の確認事務報告は農地法第4条によるものが1件、同5条によるものが3件となります。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 日程第14報告第6号、農地法第18条6項の規定による通知について、事務局より報告させます。

海老澤主査 農地法第18条第6項の規程による届出について報告します。

案件は1件です。

(以降議案書朗読)

本案件は、賃借人が耕作出来なくなったことによる合意解約となります。

以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。これをもって第13回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成27年7月22日 午前10時55分

議長

会議録署名人 11番委員

会議録署名人 12番委員

これは原本である。

平成27年7月22日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 實